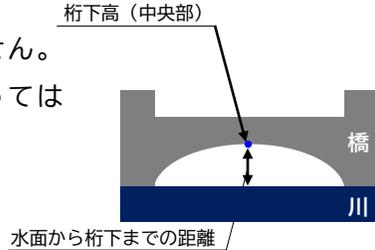


－ 河川航行時の注意事項 －

▶ 事前に航行計画を立てましょう!

- ⚠ 大阪市内河川には係留場所がありません。
- ⚠ 橋梁が低いため、大阪湾の潮位によっては出入りができません。
- ⚠ 事前に大阪湾潮位と橋梁の桁下高を確認し、安全に通過できるように航行計画を立てておきましょう。



－ 代表的な桁下高の低い橋梁 －

河川名	橋梁名	水面から 桁下までの距離 (参考値)	桁下高		
			T. P. 表記 (参考値)	O. P. 表記 (参考値)	D. L. 表記 (参考値)
木津川	昭和橋	1.4～3.1m ※	+2.3m	+3.6m	+3.1m
土佐堀川	淀屋橋	1.5～3.2m ※	+2.4m	+3.7m	+3.2m
堂島川	大江橋	1.6～3.3m ※	+2.5m	+3.8m	+3.4m

気象庁HP



潮位表を
確認下さい

O.P. :大阪湾最低潮位 T.P. :東京湾平均海面 D.L. :大阪港で設定している潮位観測基準面
O.P.=T.P.+1.3m O.P.=D.L.+0.4m

※異常潮位や波の影響により、この距離より短くなることがあります。

▶ 河川合流部では減速し、他船の航行に注意しましょう!

- ⚠ 大阪市内河川には河川合流部が多数あります。河川合流部ではお互いの視認が遅れますので、減速した上で、他船に注意して航行しましょう。

これらの注意事項のほかに、水域ごとに規制がかけられています。詳しくは裏面の地図を確認の上、現場の標識に従いましょう。

ルールに関するお問い合わせは

大阪市 (東横堀川・道頓堀川)
建設局道路河川部 TEL:06(6615)6833

大阪府 (大阪市管理以外の河川)
都市整備部河川室 TEL:06(6944)9304, 9306



大阪市内河川の 水上航行ルール

< 河川水上航行ルールを見直しています >

航行ルールが適用される河川は、大川、堂島川、寝屋川、第二寝屋川、土佐堀川、木津川、東横堀川、道頓堀川です。

安全で快適な河川環境を維持するため、航行ルールの遵守をお願いします。

－ 基本的な注意事項 －

	河川内では 右側通航		航走波の 抑制を!
	特定船舶 優先区域 大型動力船が優先		禁止! 迷惑運転 危険運転
	汽笛類や 灯火の携帯		係留場所なし 大阪湾の 潮位に注意

大阪府 大阪市

河川水上交通の安全と振興に関する協議会

河川水上航行ルール見直し案

航行ルール適用区域

「特定船舶優先区域」では、船舶の優先順位を設定します

地図上の で囲まれた区域は「特定船舶優先区域」を含みます。下表の順位の低い船種が回避に努めるものとします。

順位	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
船種	作業船	動力船 (土砂運搬船)	動力船 (旅客船等)	手漕ぎ・ 足漕ぎボート	モーターボート、 水上オートバイ等

特に狭い水域に限り、回避能力の低い船種を優先するものです。それ以外の水域では、原則として人力船が優先となります。

京橋口、新鳴野橋では、通航帯を設定します

可航幅の狭い箇所や視認性の悪い箇所は、船舶別に通航帯を設定します。**(通航特別区域)** なお、指定の通航帯は行き会い禁止、追い越し禁止となります。

現場の標識に従いましょう!



標識は橋梁や水面に設置されています

名称	標識	意味
追越し禁止		他の船舶を追い越してはいけません
行き会い注意		他の船舶と行き会う時には、特に注意しましょう
通航制限区域		護岸から5メートル以内は通航してはいけません
船幅制限 (5m)		船幅が5メートルを超える船舶は通航してはいけません
回転禁止		船舶を回転させてはいけません
行き会い・追越し禁止		橋脚間ですれ違っははいけません



追越し禁止区域
 行き会い注意区域
特定船舶優先区域

行き会い・追越しは橋脚間でのみ可

通航特別区域 (京橋口)

動力船
人力船
動力船・大型優先

大型：全長20m以上の動力船

通航特別区域 (新鳴野橋)

動力船・大型優先
人力船

大型：全長20m以上の動力船

通航制限区域
護岸から5メートル以内は通航禁止

通航特別区域
船幅制限 (5メートル)

追越しは切欠部でのみ可
 行き会い注意区域

回転禁止

「道頓堀川水門」「東横堀川水門」の通航には、事前申込が必要です。
連絡先：大阪市建設局東横堀川水門 TEL:06-6203-9268/FAX:06-6203-9027